



答 申 第 9 1 2 号  
令和 2 年 12 月 25 日

神戸市交通事業管理者  
岸 田 泰 幸 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 2 年 12 月 24 日付け神交営第 1616 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る電子計算機の結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 市バスと山陽バスの利用者が運賃等に交換可能なポイントを取得する乗車ポイントサービスを導入するため、市と山陽バスのシステムをオンラインで結合することは、IC カード利用率の向上や乗車動向の把握による効率的なバス路線の設定など、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る  
電子計算機の結合について  
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙  
答申912

【電子計算機の結合で取り扱う情報項目】

- ・カード番号 (ICOCA の固有番号)
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・郵便番号
- ・ログイン ID
- ・パスワード
- ・秘密の質問
- ・メールアドレス